# かんぽ生命の団体払込制度のご案内



# 「団体払込み」とは?



皆さまが個別に払い込みいただいているかんぽ生命保険契約の保険料を、お勤め先の団体が**給与引去り**等の方法によりとりまとめ、一括してかんぽ生命へ払い込みいただくことによって、団体保険料率の適用を受けることができる取り扱いのことです。



### 団体保険料率の適用によってどのくらい保険料が変わるの?



団体払込みの方が、口座払込みより約1%、窓口払込みより約3%割安になります。

例:「口座払込み」で毎月払い込みいただいている保険料が20,000円の場合、

「団体払込み」にすると毎月200円割安になります。

保険料の払込方法	窓口払込み	口座払込み	団体払込み
月払保険料	20, 400円	20, 000円	19, 800円

※基本保険料および特約保険料ごとに計算した上で合算します。



## どの保険でも、誰でも「団体払込み」にできるの?



「団体払込み」の対象となる契約は、次のとおりです。

	<b>「かんぽ生命」の保険契約</b> が対象です。		
保険契約	※効力発生年月日(契約日)が2007年9月30日以前の「簡易生命保険」の契約は対象外です。		
	保険証券に「かんぽ生命保険」と記載がある場合、かんぽ生命の保険契約です。		
/口 8人 4子 火工	<b>終身保険・養老保険・学資保険・定期保険・夫婦保険など</b> が対象です。		
保険種類	※年金保険・財形保険・長寿支援保険(低解約返戻金型)は団体払込みの対象外です。		
<b>♪</b> \#L <b>↓</b>	保険契約者が「神奈川県立高等学校/中等教育学校」にお勤めの方でかつ		
お勤め先	神奈川県高等学校教職員組合の組合員が対象です。		

#### 団体払込みの申込方法

下部の記入見本を参考に、お申込用の書類「団体払込加入確認書」に 必要事項を記入します。



(2)

ご記入いただきました書類を裏面下部に記載の「書類送付先」に送ります。



お近くの郵便局窓口で、<u>当月分を含めて2カ月分の保険料を払い込み</u>いただくと、 翌々月より団体払込み開始になります。

※お近くの郵便局窓口で保険料を払い込みいただくお手続きには「保険証券記号番号」が分かるものを

- **3** お持ちください。
  - ※提出書類の不備等により、団体払込み開始月が変更になる場合がございます。
  - ※団体加入の要件は、「団体払込加入確認書の提出」と保険料の前払いとなります。
  - ※口座引き落としで半年・1年等の前納払いの契約は前払いする必要はありません。

▼「団体払込み」開始まで<u>のスケジュール例</u>(口座払込み、月払保険料2万円の場合)

<u>6月</u> **20,000円** 1カ月分の 保険料引落し



<u>7月</u> 40,000円 2カ月分の 保険料払込



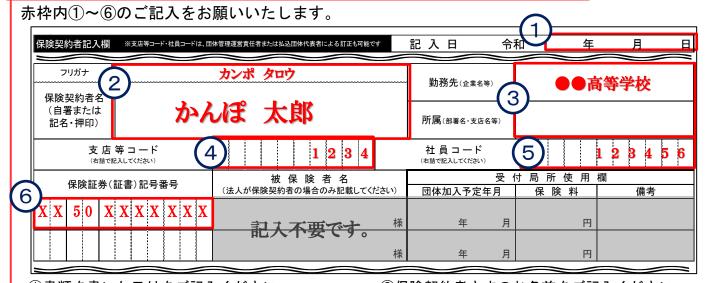
<u>8月</u> なし 引落し なし



9月 19,800円 団体払込み 開始

※基本保険料および特約保険料ごとに計算した上で合算します。

#### 団体払込加入確認書の記入見本



- ①書類を書いた日付をご記入ください。
- ③お勤め先の会社名・部署名をご記入ください。
- ②保険契約者さまのお名前をご記入ください。
- ④支店等コード「4桁」を**右詰め**でご記入ください。
- ⑤社員コード「6桁」を右詰めでご記入ください。 ⑥保険証券記号番号をご記入ください。

【<u>書類送付先</u>・お給料から保険料の引去りが可能かどうかの確認先・その他お問い合わせ先】

神奈川県高等学校教育会館 事務局 住 所 : 〒220 - 8566 電話番号 : 045 - 231 - 1180

【団体払込み制度およびご契約に関するお問い合わせ先】

かんぽ生命保険 リテールサービス部 職域開発室 神奈川県教育委員会/県立高等学校担当

**電話番号** : 03 - 6402 - 6536

メールアドレス: kampo.dantai.info1.ii@jp-life.jp【職域(団体切替窓口)】